

小矢部市農業委員会の委員の募集について

小矢部市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第9条の規定に基づき、次のとおり農業委員の推薦を求め、併せて農業委員になろうとする者の募集を行う。

令和8年4月3日

小矢部市長 桜井 森 夫



1 募集人員

20人

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分

小矢部市の特別職の非常勤職員

4 業務内容

農地の権利移動や転用に係る許認可業務、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定・変更、担い手への農地の集積・集約化、農地パトロール、遊休農地・耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等

5 報酬

基本分

会長 月額 17,000円

委員 月額 12,000円

農地利用最適化事業分

会長及び委員 農地利用最適化事業の実績に応じ、月額38,000円以内

6 推薦を受ける者及び募集に応募する者の資格

農業委員の推薦を受ける者及び募集に応募する者（以下「候補者」という。）は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者であって、農業委員任命予定日において、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 市内に住所を有しない者。ただし、特別の事情があればその限りでない。
- (4) 市が設置する他の附属機関等の委員（小矢部市農業委員会の委員の選任に関する規則第4条第4号）
- (5) 市の職員
- (6) 小矢部市暴力団排除条例（平成24年小矢部市条例第1号）第2条第1号及び第2号に規定する者並びにこれらと密接な関係を有する者

7 推薦及び応募の手続

(1) 推薦の手続

ア 農業者個人による推薦の場合

小矢部市農業委員候補者推薦書（様式第1号）を持参又は郵送により小矢部市農業委員会事務局に提出するものとする。

イ 農業者の組織する団体その他の関係者からの推薦の場合

小矢部市農業委員候補者推薦書（様式第2号）を持参又は郵送により小矢部市農業委員会事務局に提出するものとする。

(2) 応募の手続

小矢部市農業委員候補者応募申込書（様式第3号）を持参又は郵送により小矢部市農業委員会事務局に提出するものとする。

(3) 様式の入手方法

次に掲げる場所にて配布し、又は掲示する。

ア 小矢部市農業委員会事務局 窓口（小矢部市役所4階）

イ 小矢部市ホームページ

<https://www.city.oyabe.toyama.jp/sangyobusiness/>

8 推薦の求め及び募集の期間

令和8年4月3日（金）から令和8年5月1日（金）まで

(1) 持参による提出の場合

市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

(2) 郵送による提出の場合

令和8年5月1日（金）必着とする。

9 評価方法

小矢部市農業委員選定委員会が提出された書類をもとに審議する。

10 候補者の公表等

候補者に関する情報のうち次に掲げる事項について、公告、ホームページへの掲載等により、推薦の求め及び募集の期間の中間及び当該期間の終了後遅滞なく公表する。

(1) 推薦をする者（個人に限る。）の氏名、職業、年齢及び性別

(2) 推薦をする者（法人又は団体に限る。）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

(3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等又は農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）（以下「規則」という。）第2条第1号イからヌまでに掲げる者であるか否かの別

(5) 推薦又は応募の理由

(6) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等又は規則第2条第1号イからヌまでに掲げる者の数

(7) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等又は規則第2条第1号イからヌまでに掲げる者の数

11 その他

不明点がある場合は、次の連絡先に問い合わせること。

(連絡先)

〒932-8611 小矢部市本町1番1号 小矢部市役所4階 小矢部市農業委員会事務局

TEL 0766-67-1760 (内線413) FAX 0766-67-5009